

公益財団法人 武蔵野市福祉公社 一般事業主行動計画

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 28 年 9 月 1 日～平成 30 年 8 月 31 日までの 2 年間

2. 内容

目標 1：平成 30 年 8 月までに、年次有給休暇の年間取得日数 10 日未満の職員 0 人とする。

<対策>

- 平成 28 年 9 月～ 年次有給休暇取得日数 10 日未満の職員を把握する。
- 平成 29 年 5 月～ 初期面接にて有給休暇取得目標をたてる。
- 平成 30 年 2 月～ 終期面接にて目標達成状況の確認を行う。

目標 2：平成 30 年 8 月までに、子の看護のための休暇制度を拡充する。（対象年齢を小学校就学の始期に達するまでの子から中学校就学の始期に達する子への拡大）

<対策>

- 平成 28 年 9 月～ 検討開始。
- 平成 28 年 11 月 職員説明会実施。
- 平成 28 年 12 月 就業規則改正。
- 平成 29 年 4 月～ 運用開始。